

# 平成 20 年度一般会計・特別会計及び水道事業会計の決算審査 健全化判断比率等審査

平成 21 年 10 月 10 日

監査委員 松隈 英之助  
長瀬 俊夫

地方自治法及び地方公共団体財政健全化法により審査を実施しましたので、その結果を公表します。

## 第 1 審査の方法及び結果

- 1 各会計の歳入歳出決算書等については、計数の正確性、財政の運営状況等に主眼をおき、実施しました。その結果各会計の計数は正確であり、一部を除き適正であると認めました。
- 2 健全化判断比率等については、算出過程の正確性、算定要素の適切性及び算定の基礎となる書類等の適正性に主眼をおき、審査しました。その結果、各財政指標は適正であると認めました。

## 第 2 主要な意見

### 1 予算の処置について

- ① 普通会計の実質収支比率は、4.4%の黒字で普通会計の基金は、平成 20 年度末現在 1,450,446 千円で前年度より、185,789 千円増額しています。
- ② 経常収支比率は、平成 19 年度公債費の繰上償還 900,493 千円及び職員 12 名の退職補充の抑制等の効果により 96.3%で前年度より 5.8 ポイント改善されましたが、90%を超えており、依然として財政構造上弾力性がなく、硬直化している状態です。このため経常的経費を含めて各種歳出を更に削減すると共に、起債を抑制するなど思いきった措置が引き続き必要です。

### 2 滞納額の処置について

町税、国保税、住宅新築資金等貸付金、町営住宅使用料及び保育料の滞納額の収納率等は、次のとおりです。

		町 税	国保税	住宅新築 資金等貸付金	町営住宅 使用料	保育料
滞納額の 収納率 (%)	18 年度	11.4	6.5	5.1	28.3	23.9
	19 年度	10.1	8.3	3.3	21.3	16.0
	20 年度	20.0	12.6	3.5	18.6	19.5
滞納額 (千円)	19 年度	176,817	204,382	154,442	14,589	8,051
	20 年度	141,899	192,903	158,758	15,844	10,327
対前年度 比較	増減額(千円)	△ 34,918	△ 11,479	4,316	1,255	2,276
	増減率 (%)	△ 19.7	△ 5.6	2.8	8.6	28.3

注：滞納額の合計は、本表における合計

- ① 滞納額の収納率は、いずれも低い状態ですが、その中で町税の収納率は、20.0%で前年度より 9.9 ポイント増となり、国保税の収納率は、12.6%で前年度より 4.3 ポイント増です。  
主な要因は、今年度から町税・国保税については、差押予告及び不動産・預金の差押（157 件）を行い、22,374 千円徴収したことです。
- ② 保育料の滞納は、平成 17 年頃から年々増えて平成 20 年度末 10,327 千円になり、前年度より、2,276 千円増額、28.3%増です。
- ③ 引き続き、公正を期するためにも町として、法的措置も含め厳しい姿勢が必要と思われます。